

「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について」及び意見募集の結果について



平成 27 年 6 月 19 日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律において、具体的な排出基準等を検討するため、平成 27 年 12 月 18 日に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について」が諮問され、平成 28 年 1 月より、中央環境審議会大気・騒音振動部会に設置された大気排出基準等専門委員会において、水銀排出施設の種類・規模、排出基準、要排出抑制施設の種類、排ガス中の水銀の測定方法について検討が行われてきました。

同専門委員会における検討・審議の後、平成 28 年 4 月 28 日から 5 月 27 日まで意見募集を行い、寄せられたコメントを一部反映して「水銀大気排出抑制対策について(第一次報告書)」が取りまとめられました。

この報告を受け、平成 28 年 6 月 7 日に開催された大気・騒音振動部会(第 11 回)における審議を経て、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」が取りまとめられ、6 月 14 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

環境省では、本答申を踏まえ、大気汚染防止法施行令の改正等、所要の措置を講じることとしています。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 6 月 14 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長

